



人権だより

【問合せ先】桂川町人権センター ☎65・1187

■12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

拉致被害者のうち、5人は平成14年10月に帰国が実現しましたが、未だ拉致されたままで帰国できない人たちがたくさんいます。その帰りを待つ家族の胸中は計り知れません。

人の幸福に生きる権利を奪い取ってしまう「拉致」は重大な人権侵害です。日本政府は平成18年に「北朝鮮人権法」を制定して、拉致問題の早期解決に向けて取り組んでいます。

もし、自分の家族が拉致されたら・・・他人事ではありません。

■人権啓発パネル展

人権週間において、桂川町では「子どもの人権を考える」「私たちの人権と責任」という2つのテーマで「人権啓発パネル展」を、12月2日～11日までは図書館フリースペースおよび庁舎1階ロビーで、12日～20日までは住民センター1階ロビーおよび庁舎1階ロビーで開催しています。

今回は、平成元年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」をはじめ、子どもの人権に関わることや子どもを取り巻く状況などについて取り上げています。また、人権のもつ普遍的な意味や人権が保障されるための課題から、人権のまちづくりに向けて求められるものについても取り上げています。

子どもの人権や人権を取り巻く状況を知り、社会をつくる大人としてできることは何かを考えることで、子どもも大人も人権が尊重される社会の実現につながるはずです。人権問題に対して自分自身のこととして考える機会になればと思います。